

第1回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年4月5日（金）

事務局：本日事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、井上副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。今日はこの栃木県内の市町村長会議ということで、大変お忙しいところ、しかし、ほぼ全ての市長さん、町長さんにお集まりをいただきましたことを、まず感謝を申し上げたいと思っております。とりわけ福田知事さんには、本当にこの指定廃棄物の件に関しましても大変なリーダーシップを発揮していただいて、そして私どもにご協力をいただいておりますことも重ねて感謝を申し上げます。また、他方でこの指定廃棄物の問題に関しましては、県民の皆様にも大変なご心配、ご迷惑をおかけをしておりますことを、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

ご承知のように、前政権時代にこの栃木県において、矢板市を候補地として突然指定をいたしまして、地元の猛反対に遭って全く進捗が進まない、そういう状況に陥ってまいりました。私ども、昨年末、新政権ということになりましたので、石原環境大臣の強い指示もありまして、まずは前政権の取り組みというものを徹底的に検証をしてみようと、そこからスタートだということで、2カ月かけて徹底的に検証した結果、さまざまな問題点があり、これを踏まえて新しい選定プロセスというものを2月25日に発表をし、また、後日、こちらの栃木県のほうにも参らせていただいて、福田知事さんにご説明、ご報告をしたところであります。

その新しい選定プロセスの、幾つかあるんですけれども、その中の最も大きな重要なポイントとしましては、やはり地元の意向、意見というものをしっかり聞かせていただいて、意見交換をする中で選定プロセスを進めていかなければいけないということ、これが最も大きなポイントだと考えております。ですから、対象としては5県ということですが、けれども、それぞれ他県におきましてこの市町村長会議というものを開催をさせていただいて、その中で地域を代表する市町村長さんたちの声を伺いながら進めさせていただこうということで、先般、宮城県で開かせていただきましたけれども、この栃木県におきましては今日開催をさせていただく、こういった経緯でございます。

いずれにせよ、この指定廃棄物の問題に関しましては、今、一時保管を行っているところでは、大変その保管状況が逼迫をし、周辺住民の方々もご心配をいただいているわけですから、1日も早くしっかり処分場を造らせていただいて、県民の皆様の不安を払拭するように国が責任を持って対応をしてまいりたいと思います。ただし、地元の皆様方のご協力がなければ、これもなかなか進めることができませんので、どうぞ皆様にご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。今日はどうもありがとうございます。

事務局：続きまして、福田栃木県知事よりご挨拶をお願いいたします。

福田知事：皆様、こんにちは。年度当初、大変お忙しい中、こうして多くの方々にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、井上環境副大臣、秋野環境大臣政務官には国会会期中のお忙しい中、本県においでをいただきましたこと、御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、本県は指定廃棄物の保管量が福島県に次いで多い、県内各地でその保管場所の確保に苦慮しているところであります。風評被害払拭のためにも国の責任において一日も早く指定廃棄物の最終処分場を設置して、安全に処分することが、処分、保管することが必要であると考えております。また、一方で、この処分場の設置につきましては、地元の理解が大前提であると、かねがねこれまた申し上げているところであります。

このような中、ご承知のとおり、国は去る2月の25日に、指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針を公表しまして、前政権下での取り組みを検証した結果を踏まえ、選定プロセスを見直し、再度候補地を選定し直すとしたところがございます。これは、前政権による選定過程や市町村長をはじめ、県民の皆様の十分な理解を得ないうちに、やや性急に進められたことを国が認め、このような見直しが行われたものと考えております。

私も皆さんとともに開かれた議論を重ねた上で候補地が選定されるよう、丁寧な議論を積み重ねてまいりたいと考えております。本日はその第一歩として、指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成のため、この会議が開催されたわけであります。最終処分場の設置は、県全体の喫緊の課題であります。本日は選定プロセスの見直しの経緯や指定廃棄物の処理に関する基本的事項、また今後の進め方について、国の説明をじっくりとお聞きをし、質疑を尽くし、その上で大局的な見地から有意義な意見交換等が行われることを期待して、

開会に当たっての挨拶といたします。

事務局：ここで、環境省からの本日の出席者を紹介させていただきます。向かって右より、井上環境副大臣でございます。秋野環境大臣政務官でございます。梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。一番上の議事次第に、配付資料一覧をつけてございますが、まず、一番上が議事次第でございます。その次に、出席者名簿をつけさせていただいております。資料につきましては、資料1から資料6までということでお配りしております。一番下に、追加の資料といたしまして、訂正版という資料をお配りしておりますが、こちらは資料3の一部のほうに数字の誤りがございまして、資料3の13ページ目から15ページ目ですけれども、こちらを訂正版に差しかえのほど、よろしく願いいたします。本日の配付資料は以上でございます。もし不足等ございましたら、お知らせをいただければと思います。

本日ご出席いただいております各市町長の皆様のお名前、また、栃木県からの出席者のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載のとおりでございますので、大変恐縮ではございますが、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご了承願います。

なお、本日の会議は、マスコミも同席可能としております。

ここでマスコミの方々をお願い申し上げます。この後のカメラ撮りにつきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。また、取材に当たりましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。では、カメラは退出をお願いいたします。

この後、環境省から説明させていただきますが、その後で意見交換の時間を設けさせていただきますが、ご意見等あります場合には、恐れ入りますが、挙手をいただきますようお願い申し上げます。また、ご発言の際には、目の前にマイクがございますが、そちらのほうのスイッチを入れていただきまして、市町名をお伝えいただきましてご発言をいただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

これからの議事の進行につきましては、秋野大臣政務官が務めさせていただきます。それでは、秋野政務官、よろしくお願いいたします。

秋野政務官：秋野でございます。それでは、進行役を務めさせていただきたいと思っております。

本日の会議の進め方でございますが、まず、環境省側から資料に従いましてご説明をさせていただきます。そして、その後に市町長の皆様方との意見交換をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず、議題1、候補地選定の経緯の検証結果及び今後の方針、施設の構造等について、に入らせていただきます。まず、資料1から資料4までご説明を申し上げます。

■資料1、2、3、4について説明

梶原部長：それでは、資料を用いましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料1をごらんください。こういう表紙の資料でございます。先ほど井上副大臣から申し上げましたとおり、2月25日に、これまでの前政権の取り組みを検証し、新たな今後の方針について取りまとめてございます。まず、1枚目がそのポイントでございます。このポイントに従ってご説明申し上げたいと思います。

検証結果につきましては、左にあります赤の枠の中にごございますように、3点でございます。1つは、選定作業の実施あるいは選定結果の共有に当たりまして、市町村の方々との意思疎通が不足をしていたと。また、候補地の提示に当たりまして、詳細にわたります調査あるいは専門的な評価が不足していたのではないかと。3番目でございますが、各県、5県ございますけれども、それぞれの状況を踏まえた対応が不十分だったのではないかと、この3点の評価でございます。それで、今後のやり方としまして、右側、青い枠の中、今後の方針でございます。まず、第1点目が、市町村長の方々にご出席を賜る会議を開催し、共通の理解の醸成を図っていくべきである。指定廃棄物処理に向けた共通の理解の醸成でございますけれども、その議論の中で地元の実情に応じて考慮すべき具体的な事項について、十分に選定作業の中に反映をしていくということでございます。第2点目、専門家による評価の実施。これは、第1回の有識者会議を3月16日に開催をしておりますけれども、その有識者会議で改めて安全確保の考え方あるいは候補地の選定の手順、項目、基準についての議論を行う。さらに、3番目でございますけれども、具体的な候補地の絞り込みに当たりましては詳細調査を行い、その詳細調査の結果につきましても、先ほどの2番目にごございます有識者会議で評価を受けて進めるべきということでございます。

資料2に移らせていただきたいと思います。資料2につきましては、実際、いわゆる指定廃棄物というのはどういう形で出ているのかといったようなご説明を申し上げたいと思

います。まず、1枚おめくりいただきまして、放射性物質汚染対処特措法の概要について、ポンチ絵がございます。この黄色い部分でございますが、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射能を有するものについては、指定廃棄物ということで環境大臣が指定をいたしまして、国が処理をするという法的な枠組みになってございます。下のページでございます。平成23年11月11日に閣議決定されております基本方針の中で、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理をすることが定められております。このことを受けまして、保管の逼迫をしております県、具体的には栃木県を含めます5県におきまして最終処分場を1カ所、集中的に整備をして処理をするということといたしております。

1ページおめくりいただきたいと思っております。実際に指定されているものを、今どれぐらいあるのかということでございます。栃木県は、福島県に次いで9,290トンの指定がありますけれども、実際まだ指定をされていないんですけれども、8,000ベクレルを超えて保管されているものは、次の1枚おめくりいただきまして、6ページでございますけれども、1万3,700トン余、栃木県でございます。その内訳は、ごみの焼却灰2,000トン、浄水場から出てくるものが700トン強、下水汚泥につきましては2,200トン、農林系の副産物については約9,000トン弱、合わせて1万3,770トンというのが現在の保管されている数量であります。これらのものは8,000ベクレル超ということでございますが、おおむね1万から3万ベクレルぐらいの濃度のものが多いというのが現状でございます。

次に、資料3を見ていただきたいんですが、駆け足で大変恐縮でございます。資料3は、実際、先ほど1万3,700トン余りのものが今、8,000ベクレル超の濃度のものが保管されているというふうに申し上げました。その処理を進めていきたいと私も考えているわけでございますが、どういったものを造るのかということでございます。

先ほどの1万4,000トン弱のもののうち、9,000トン弱が、実は農業系の廃棄物でございます。農業系の廃棄物、稲わらでありますとか堆肥でありますとか、そういうものでございます。こういうものにつきましては、可燃性のものであったり腐ったりするものでございます。したがって、それを焼却・減容化をするという施設も必要になってくるということで、まず、2ページ目の枠の中にあります、一番上でございますが、焼却能力1日当たり50トンの仮設焼却炉をまず造らせていただきたい。それで、その仮設焼却炉から出てまいります灰を含めて埋め立てをする埋立地ということで、埋め立て容量1万8,000立米、これは具体的には250立米の小さな箱を72個造るということで

ございます。その他、管理施設、搬入道路、あるいは構内道路、あるいは防災調整池といったようなもの、さらに林地で開発するとすればその周りに緑地を残すといったようなことも想定してはございます。イメージとして、その下のページ、3ページにございますけれども、こういったような施設になります。

さらに1枚おめくりいただきまして、この大きさでございます。4ページ目でございますけれども、足し合わせてまいりますと、約3ヘクタールの土地が必要でございます。これに残置森林等もカウントをいたしますと、合わせて4ヘクタールほどの土地を必要としているということでございます。なぜ3ヘクタール、4ヘクタールであるかといったような詳細につきましては、参考資料として積算の考え方をつけてございます。一部、先ほど申しましたように、資料を差しかえさせていただいていることについてお詫び申し上げたいと思います。

次に、資料4を見ていただきたいと思います。資料4につきましては、最終処分場を造る、あるいは仮設焼却炉を造るというんだけれども、どんな施設を造るんだ、どんな安全対策をされているのだといったようなことをご説明申し上げたいと思います。この資料につきましては、3月16日に開催いたしました有識者会議におきまして、専門の先生方にご審議を賜り、ご了解をいただいたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、まず、今回放射性物質として私ども対策を考えておりますものは放射性セシウムでございます。セシウム134というものと137という2種類の放射性セシウムに着目して行います。放射性セシウム134、これは半減期、自然の中で崩壊をして半分な量になるのが2年ほどで半分になるようなもの。それに対しまして、137は30年ほどかかるということでございます。この放射性物質が出す、セシウムが出します放射線は、ガンマ線と呼ばれるものでございます。ガンマ線は、アルファ線、ベータ線よりも透過力がありますが、例えばコンクリートでありますとか土壌とか、そういったようなもので遮断ができるような性質のものでございます。

ページをおめくりいただきまして、8,000ベクレルを超えるものを埋め立てをさせていただくわけでございますが、先ほど申し上げましたとおりに、現在保管されているものの概ねは、1万から3万ベクレルぐらいの濃度のものでございます。それは、例えばどれぐらいのものになるのかということでございます。この赤の部分のところにありますもの、8,000から10万超え程度のものについて今回ここで処分をさせていただきたいと。よく原子力の世界で言われます、例えば樹脂に固めてやりますとか、ガラス固化体に

してやるとか、そういったものは、1, 000億ベクレルとか10兆ベクレルとか、そういった単位になります。ですから、相当、原子炉本体から出てくるようなレベルのものは、濃度は相当異なるものであるということでございます。

4ページ目、下のページでございますが、安全を考える際にどのような考え方で考えているのかということでございます。まず、下でございます生活エリアへの影響等を考慮して設置場所を考える、あるいは災害リスク等の少ない安定した場所を設置する。これは立地に当たっての配慮でございます。それで、施設の構造とか維持管理に関しましては、3つのことを考えてございます。まず、左側に緑のところ、長期遮断とあります。これは、放射能を含むもの、灰みたいなものでございますが、これが外に流れ出さないようにする、あるいは外からの水とか地下水とか雨水とか、そういうものが入ってこないように、それによって汚染されたもの、それ自体が外に出ないようにするという長期遮断の考え方でございます。右側、赤のところ、長期遮蔽と書いてございます。これは、放射性物質セシウムから放射能が出てくる。先ほど言いましたガンマ線というものが出てくるわけでございますけれども、これをシャットアウトして外に出ないようにする、遮蔽でございます。これは、コンクリートの壁あるいは土壌で一つの壁ができています、そこから外に行かないというものでございます。また、この2点を長期に確認をすると。これは上のほうに、右側のほうに紫で長期監視とあります。モニタリングでございます。長期にわたって安全が確保されていることを確認し、何らかの兆候などが見られると迅速に対応するというものでございます。

ページをおめくりいただきたいと思っております。5ページ目でございます。

グラフの絵が出てきておりますけれども、有識者会議で専門家の方々にご評価いただいたときに、何重もの安全対策を重ね合わせている考え方であるというご評価をいただいております。まず、真ん中に青の、容器と呼ばれるものがございます。これはフレキシブルコンテナという容器の中に灰をまず閉じ込めると。その灰を埋め立てるんでございますけれども、埋め立てに当たっては、例えばこれが万が一破れたとしてもキャッチできるように、このピンクのところでございますが、土の中にサンドイッチ状に埋めていくと。これは、セシウムが非常に土と吸着をしやすいという性質を利用したものでございます。さらにその外側に、緑でございますけれども、厚さ35センチのコンクリートの壁、これを二重に覆う。その2つのコンクリートの壁の間には、点検廊を造るとしてございますけれども、人の入れるほどの大きさの点検廊を造り、かつ、長期的にはここにもセシウムを吸着

しやすい土で埋めていく。コンクリートの内外には樹脂等でコーティングをしまして腐食を防止するといったようなことをございます。

ページをおめくりいただきまして、7ページでございます。実際どんなものなのかということをございますけれども、ここにポンチ絵がございます。土の中にコンクリートの二重の大きな箱が入っているということで、この二重の間のところについては人が入れるような大きさにいたします。埋め立て中は雨水等が入らないように、あるいは風で舞ったりしないように、上に屋根をつけておきます。

8ページでございます。何か難しい絵がありますけれども、地震に対する耐震性を確保するという観点から、地震応答解析、これは大規模構造物を造るときに実際に起こり得るような地震波を与える計算をして倒壊をしないような構造を確保するということをございます。

ページをおめくりいただきまして、9ページでございます。コンクリートにつきましては、長期に耐える必要な長耐久性を確保できるコンクリートを使って、長期にわたり安定したコンクリートにしたいと思っております。特に、半地下構造にするわけがございますけれども、半地下構造にすることによりまして地震に対する耐久性が非常に高まるとともに、地中にありますとコンクリートが非常に長期に安定をするといったようなことも期待しているところをございます。

10ページ目は、コンクリートの内外にわたって施しますエポキシ樹脂、これはプラスチック等の樹脂加工をいたしまして腐食を防止するといったような措置もとらせていただきます。

11ページでございます。先ほど申しましたように、埋め立て層の中は、ここに書いてありますように、土の中に袋が、容器が入ったごみが並ぶといったような、サンドイッチの構造の埋め立てをすることを考えてございます。

12ページ、下のページでございますけれども、埋め立てが終了した区画からすぐにコンクリートで覆い、さらにその上には土で1メートルほどの土を被せるという対応をいたしたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、13ページでございます。13ページの中をございますように、この今、矢印が入っているところをございますけれども、一定期間はここを人が入れるような形の点検廊にいたしますけれども、長期にわたりましてはここにも土壌を入れまして、溶出を防止するといったような対応をとっていきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、15ページ。このポンチ絵は、見えない放射線がどういう形で遮蔽できるのかということでございます。例えばここにポンチ絵がありますけれども、コンクリートの層の中に10万ベクレルものが4,000トンぐらい入っているという前提でポンチ絵を描いてございます。その真上が一番放射線量が高いわけなんです、それが例えば右側の真ん中の絵になりますと、35センチのコンクリートの蓋をします。そうすると、放射線のレベルが約200分の1になります。さらに、先ほど埋め立てを終了しますと1メートルぐらいの土壌を被せますと申し上げました。それをやると、さらに遮蔽効果が高まり、この2つで当初の400万分の1ぐらいの放射線量になると。それぐらいの遮蔽効果を持っているものでございます。

その下の16ページ、あるいは17ページの図は、これは実際に埋め立てをしているときにどれぐらい離ればどれぐらいの放射線量になるのかというものを計算したものでございます。これは有識者会議でも言われたものでございますけれども、いろんな形で安全の側に立った計算をしております。廃棄物の量でありますとか、まだ上にコンクリートのカバーをしていない面積の量でありますとか、あるいは投入ごみ量とか、あるいは土壌の透過でありますとか、そういったようなものを非常に安全側に考えた計算でありますけれども、非常に低い放射線量になるということでございます。

18ページ目でございます。ポンチ絵の中に人がいますけれども、このような人が立つて目視ができるような点検廊を造った二重のものにする予定でございます。

19ページ目、これは字ばかりで恐縮でございますけれども、当然ながら長期にわたりますして安全を確保するために、放射線でありますとか、一般環境でありますとか、地下水とか、そういったものの放射線等のモニタリングをさせていただきたいと思っております。

それで、ちょっと飛びまして21ページ目をお開きいただければと思います。これは先ほどまでが埋立地のお話でございました。21ページ目、これは併せて50トン炉の仮設焼却炉を造りたいと申し上げました。仮設焼却炉の場合、排ガスからセシウムが拡散されるのではないかとというのが最大のご懸念であると思っております。それで、それについてどのような形で対応するかといったようなことをご説明申し上げたいと思っております。

21ページに、左側の絵でございしますが、バグフィルターというものを描いてございます。これは、青の四角の中に赤で書いてあるところがあるんですが、こういう筒状の布でございします。この布を排ガスが通ることによって、そこで粒子状の物質をキャッチをします。ここに入っている排ガスは200度を下回るのですが、この段階でセシウムはばいじ

んという細かなちりに付着しておりますので、ちりと一緒に除去をするということでございます。ほぼ100パーセント処理できるということが、これまでも、例えば岩手県、宮城県での仮設焼却炉あるいは福島県で燃やした例でもほぼ100パーセントを取れるということでもあります。

その性能を確認するという意味で、22ページでございますけれども、バグフィルターと煙突の間にばいじん濃度をチェックする装置をつけて、ここで常時チェックをしながらこのバグフィルターがうまく作動しているということを確認しながら進めるということでございます。当然のことながら、異常時、何か異常がある、例えば停電が起きたらどうするんだといったようなことについても、事故時対応のバックアップ対応は当然させていただくということを考えてございます。私のほうからは以上でございます。

■資料1、2、3、4について質疑

秋野政務官：それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。ご意見がございましたら挙手をいただきまして、私がお指名をさせていただきますので市町名をお伝えいただきまして順次ご発言をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。ご意見ございませんか。よろしくお願いいたします。どうぞ。

矢板市長：矢板市の市長でございます。まずもって、このように市町村会議を開催していただいて意見交換の場を設けてくださったこと、それから、専門家の会議を設置をしてさらに検証されるということで、我々が反対をしてきた理由がある程度認められて、改めて選定をし直すということになったことに対しまして、まずお礼を申し上げます。

その上で幾つかお話をさせていただきたいことがあるわけですが、矢板市が市を挙げて、候補地となりました塩田の白紙撤回を求めている理由でございますけれども、これは、前政権下における環境省の姿勢、国の姿勢に対する不満、怒り、これは当然あるわけでありまして。確かに、前もって知らせると反対運動が起こってしまうとか、あるいは、国の責任でやるんだから心配ないんだというような姿勢がありありと見えまして、我々地元の思いというのを全く無視した状態にあるということに対する不満、怒りがありました。

しかし、それだけではなくて、一番大切なのは、重大なことは、やはり指定廃棄物最終処分場の安全性の問題であります。今、説明をいただきまして、本当に安全なんだという

ようなことをるるお話ししていただきましたけれども、しかし、想定外のさまざまなリスクがあるわけでありまして、これまで嚴重にしなければならないということが、かえって私たちは、このリスク、不安というものを強く持たざるを得ないという状況でございます。といいますのは、候補地となりました塩田の大石久保というところでございますが、これは、矢板市の地下水源、水道水源であるということと、それから、農業用ダムの水源でもございます。そして、また近辺には関谷断層があるわけでありまして、さらに活火山とされている高原山の火口から約10キロの地点ということでありまして、こういう場所が候補地として選定されたということに対して、環境省のいう適地というのは一体どういうものなのかということ非常に疑問に思いました。果たして安全が確保されるのだろうかというような不安があるわけでありまして。

こういうことで、安全性についていろいろと説明をいただきましたけれども、選定する場合の除外すべき事項として、やはり想定外の事実も発生していることを踏まえて、特に慎重に対応していただきたいという思いがございます。といいますのは、夏に大雨、災害もありましたし、それから竜巻現象もありますし、爆弾低気圧だとか、あるいは、ご案内のとおり、大きな地震もあるわけで、想定外の異常現象が発生していることから、候補地選定に当たっては特に慎重に対応していただきたい。今のような活断層、火山火口あるいは水源、こういうところはやはり避けていかなければならないのではないかと、こういうふうに、選定された矢板市としては思っております。ぜひ、この点を十分配慮していただきたいということが一つでございます。

それからもう一つ、現実に風評被害に非常に苦しんでおるわけでありまして。環境省がこの風評被害というのをどういうふうに受け止めておられるのかお伺いしたいわけでありまして、福島原発事故によりまして、矢板市は放射能汚染状況調査重点地域になっておるわけでありまして、公共施設の除染は大体終わりました、今、18歳以下の子どもがいる民家の除染に当たっております。市民は大変な不安と恐怖におののいておるわけでありまして、そういうことで、矢板には住めないということで移住されている方もおりますし、農作物の風評被害というのが、これが極めて深刻であります。特に、最終処分場の候補地となったというだけで特産のリンゴが売れなくなったり、あるいは、矢板には住めないということで移住される。特に、中核病院の医者がこのところ3名ほどお辞めになりましたけれども、家族が矢板には住めないということで医者も辞めざるを得ないというようなこともあるわけでありまして、農業も観光も、それから社会生活のあらゆる面で大きな影響を

受けております。

特別措置法では、中間貯蔵施設それから最終処分場の確保、これは安全性を確保することについては国が責任を持ってやるというふうにおっしゃっておるわけではありますが、こういった風評被害、あるいは、住民の不安、恐怖、こういうことに対して環境省がどういう責任をとられるのか、国がどういう責任をとられるのか、その辺を私どもは非常に心配をしております。

いずれにしても、最終処分場が設置されるとなると、その自治体は長期間にわたって何らかのリスクを負わなければならないわけでありますので、この問題に国がどう対応されるのか、そのお考えをお聞きしたいと思っております。とりあえず、この二つだけお話をさせていただきました。

秋野政務官：遠藤市長様、貴重な話を大変ありがとうございます。市町長の皆様方にちょっと1点お詫びをしたいと思えます。私の進行の不手際ですが、今、候補地選定の経緯の検証結果及び今後の方針、施設の構造等について、を最初の議題とさせていただき、その後、に議題2に書かせていただいております、最終処分場の選定手順等について、このような進行を考えておりました。今、矢板市長様からいただいたお話は議題2でお話し合いをすべきところではありますが、今せつかくお話をいただきましたので、ここで環境省から回答をしていただきたいと思っておりますが、その後、まず議題1、上記に書いてありますので、選定の経緯の検証結果及び今後の方針、施設の構造等についてご意見を賜りたいと思えます。それでは、環境省から回答します。

梶原部長：まず第1点の、想定外のことも含めて安全に万全を期すべきであると、そういったようないろんなことが想定される場所については、避けるべきであるといったようなご指摘でございます。

私ども、安全というものは極めて重要な事項だと思っております。3月16日に開かれました有識者会議におきましても、安全というものの確保というものと、安心というものの、この二つの事項を分けて、しっかり考えていくべきであるといったようなことで有識者の方々が一致されておまして、今後、今、市長がおっしゃられたような点について、再度ご議論していただく予定でございます。専門家の方々には、地盤の先生、あるいはコンクリートの先生等、その権威がおられますので、そういったところで再度ご審議を賜ること

としております。

第2点目、風評被害に関するご指摘でございます。私ども風評被害につきましては、施設の安全性について広くご理解を賜ることがまずは第一だと思っております。その上で、実際に処理の中で環境の濃度をしっかりと測定をし、公表をするといったようなことで安全が確認されているんだと、安全が保たれているんだということのご理解を賜ること、そのことがまず第1点だと思っております。その意味におきまして、例えば安全性については、有識者会議の中でお諮りし、ご審議を賜り、また、その点については全てオープンにしてわかりやすくご説明を申し上げたらと思っております。

いずれにいたしましても、風評被害につきましては、関係省庁の会議におきましても風評被害の関係省庁のタスクフォースをつくって対応しております。私ども、そういう形でやろうとしておりますけれども、今後ともさらにこういった対策があるのではないかとといったようなお話があれば、こういったような会合等の場を通じまして承らせていただければと思っております。

秋野政務官：遠藤市長、資料5と資料6の説明をさせていただいてから、もうちょっと議論を深めさせていただくということではいかがでしょうか。

福田知事：それでは、ここで私のほうから提案をひとつ申し上げたいと思います。指定廃棄物の保管状況についての説明がありましたけれども、改めて福島県に次いで多いと、そして、保管場所に苦慮しているということでございます。

昨年11月、私自身、焼却灰、下水スラグ、上水汚泥、稲わら、堆肥、腐葉土、パーク、こういった農林業系廃棄物の保管状況などを見てまいりました。現地を見てまいりました。保管スペースが逼迫している、あるいは、このまま処分できなければ営業ができない、商売を閉鎖せざるを得ないと、こういった事業者もあるなど、速やかに指定廃棄物を処分する必要があると再認識をいたしました。処分場の設置については、県全体の課題であり、しっかり議論をしていくためにも、ぜひ、市町村長の皆さんに保管状況を見ていただければと考えております。

つきましては、県内の指定廃棄物の保管状況の現地調査の実施、これを提案申し上げたいと思います。これを行う場合には、日程の調整は今後必要になりますけれども、概ね5月中旬を目途に実施できればと、私としては考えております。ぜひ、ご賛同いただけるか

どうか、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

秋野政務官：ただいま福田知事から現地調査の実施につきましてご提案を賜りましたけれども、市町長の皆様方、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に異議なしということでございますので、保管状況の現地調査を実施するというところにさせていただきたいと思えます。日程等につきましては、県のほうからご連絡と思えます。

他に市町長の皆様方、ご意見ございますでしょうか。選定のプロセスについて、そして最終処分場の構造のあり方について、ご意見を賜りたいと思えます。

大田原市長：大田原の市長です。処分場の選定のプロセスについて、知事の立場ではやはりなかなか言えないことだろうと思えますので、その点をご理解をさせていただきますが、我々もこの放射性物質を受けて、風評被害を受け、生活に不安を受けている者としては、どこから降ってきたんだという思いはあるんですよ、基本的に。そのところを国が責任を持つというのであれば、やはりこの最終処分についての国家的な判断というのをひとつしっかりとやらしてもらわないと、県で了解、各自治体で了解というのはなかなか難しいんじゃないか、現実的に。ずっと私も2年間携わってきましたけれども、地元におりればおりるほど、ご理解が得られない。大変だと思っております。この部分で国の判断が、各県のところに来るといった判断をどういう基準でやったのか、教えていただきたい。

もう一つは、処分量の推定でございますけれども、山の中に残っていてまだ数値に表れていないものもあるのではないかと。この件に関して国のほうはどのように考えているのか。表に出ているごく一部のものを最終処分場で処理すれば、これで事が足りると思っているのか、実際、最終処分量が出てきたら、今の数字とは違ってもっともっと増えてきたということが可能性としてないのか、また、そういうことも考えられてこの数値が出ているのか、この2点についてお聞きします。

梶原部長：ありがとうございます。まず第1点目の、各県で最終処分場を造るといったような判断はどのようなことで生まれてきたかといったようなことでございます。それにつきましては、一昨年11月に基本方針を定めた際のことでございますけれども、どこか全国に1カ所というようなところに集約して処分場をつくるのは、現実問題としてはなか

なか難しいのではないかとということが第1点目。それと、各県で、それぞれいろんな形で出てくるわけでございます。ある県ではごみの焼却灰という形で出てきており、あるところでは農業系の廃棄物という形で出てきたりしております。それぞれ地域で出てきている出方も違ってございます。そういう意味では、各地域で対応するということと、そのほうが、結果としては、全体としては早急な対応ができるのではないかとという考えから、各県でそれぞれ処分したほうが適当ではないかという判断に至ったものでございます。

第2点目、数字の点でございます。この数字は、極めて、今おっしゃられるように重要な点だと思います。したがって、例えば、ごみの焼却炉でありますとか、下水処理場でありますとか、浄水場については、まず法律に基づいて放射能レベルを測定していただくことになると思います。その測定データに基づいて積み上げられた数字であると考えてございます。

もう一つの、特に農林業系の稲わらでありますとか、そういったようなところのものにつきましては、今おっしゃられるように算定の問題がございまして、その点につきましては、私ども、県のほうと相談しまして、県のほうからも各市町のところにも調査のご協力をお願いしているところだと思いますけれども、そういったご協力を賜りながら、数字の把握に努めております。それで、例えばこの最終処分量の算定に当たりましては、そういったような今後の伸びとか、あるいは、場合によっては使われていないものがあるかもしれないといったことで、10パーセントぐらいの余裕を見る等の計算をしております。それは、資料3の参考資料のほうに詳しく載っておりますけれども、そういったようなことも考えながら、最終処分場の容量を計算している次第でございます。

大田原市長：同じ質問の繰り返しになりますけれども、もう一度原点に戻って、我々は爆発が起きたときに避難民の方々を数千名単位でお受け入れをし、そして生活の安全・安心を守ったつもりであります。ただ、2年たってもご当地に戻れないという現状があります。そういった地域のところに戻れない現状を、国が責任を持って地域住民の方々にどういう説明をしながら地元に戻しますか。また、そこから出た放射性廃棄物をどういう形で処理をしますかという、今まで経験のない、日本で初めての経験で、このときに原理原則としてしっかりとした対応をつくらないと、この後、もし二番手、三番手の事故が起きたときには、どういう処理、第一弾としてこういう処理の仕方がありましたという前提ができますから、国がやるべきことは何かということをもう一度考えていただいて、候補地の

選定をしていただければというのが地元としての願いでございます。我々もそういったものを抱えておりますから、できれば早くに処分はしてもらいたいと思っておりますけれども、しっかりとした場所のところに持って行ってもらいたい。

もう一つは、その量の10パーセント、これはやはりもう一度よく調べていただければ、私は素人ですから当てずっぽうになってしまうかもしれませんけれども、素人の感から見ても、10パーセント増しの数字ではおさまるものではないだろうという感じがいたしておりますので、できるならば、そういった部分もよく検証していただけたらありがたいと思っております。これで質問を終わらせていただきます。

梶原部長：特に2点目の件につきましては、私どもも本当に、今市長がおっしゃられるように、数字の把握というのは極めて重要だと思っております。したがって、本件につきまして、ぜひ正確な数字を、私ども、特に農林業系といいますと、私どもよりも、まず、町の方、市の方が一番よくご存じのものでございますので、そこを通じていろんな形で、県を通じて市町の方々にお聞きしながら把握をさせていただいているという実態でございますので、ぜひ、今も教えていただいておりますけれども、もっと出る可能性があるというお話でございましたら、ぜひ、私どもに教えていただければと思います。よろしくお願い申し上げたいと思っております。

秋野政務官：他にご意見ございますでしょうか。

鹿沼市長：鹿沼市長です。今お話があった矢板市長さん、そして大田原市長さんということで、全く同感といいますか、多分今日参加されている首長さん、皆さん同じような思いでおられると思っておりますけれども、そういった声他にも幾つもあるということをご理解いただくためにあえて言わせていただきたいと思います。

先ほど大田原市長のほうから、原点に返ってというお話がございました。先ほど各県1カ所に絞るといった理由の中に、現実問題として1カ所にするには難しいのではないかとという表現でした。そして、各県で1カ所のほうが早急な対応が可能ではないかということ、具体的に根拠があったというよりも、多分そのほうが可能性が高いのではないかと、やりやすいのではないかとといったような根拠でもって各県1カ所に決められてきたというふうに、私は先ほどの説明からちょっと理解をしたわけでありましてけれども。だとするならば

ば、矢板市長さんが言われたように、選定経過はいろいろ問題がありました。これは当然批判されてしかるべきですけれども、仮にこれをゼロからやり直して、もう一度みんなで議論をしてと行って、どこかの町や市が指定されても、同じことが起きないかというのと、全く同じことになるんだろうと。とりわけ、施設そのものの安全性についてはそれなりに理解はできたとしても、いわゆる風評被害、市民の皆さんの理解というのを得るというのは、極めて難しい、至難のわざに近い状況に陥って、矢板市長さんと同じ思いを皆さんしなきゃならないということからすると、もう一度原点に戻って、やはり、帰還困難で、全く福島の方にこういう発言をするというのは大変申し訳ないような気もいたしますけれども、しかし、現実的には地元の皆さんもそういった思いがなきにしもあらずというふうに聞いておりますので、もう一度その辺も含めて議論していくべきではないかと、そのように思います。以上2点でございます。

井上副大臣：ありがとうございます。全国で集約してというご意見が出てきまして、結果、全国で集約してどこにお願いするのかということだと思っております。そういう意味では、非常に現実的ではないと、我々は考えております。

話の流れといいますかご趣旨として、第一原発が所在している近辺、福島県内というようなご趣旨ともとれたものですから、そういうことであるとする、これはもう既に前政権時代に福島の知事さんにもそういったお話をお願いはしたけれども、それはもう全く無理だというふうには伺ったと私どもは聞いております。ですから、そういう中で、やはり全国で集約するということになりますと、それだけ指定廃棄物の量も本当にものすごく膨大なものになってしまいますし、あるいは、運搬という意味でも非常に長距離になるものですから、そういう意味では、より一層困難になってしまうと、こういったこともございます。そういった判断のもとに、これについては国会で議員立法という形で特措法が作られ、それに基づいて政府で基本方針を作った。その基本方針の中で各県でぜひ処理をさせていただきたい、お願いをしたいということで基本方針に書かせていただいた、そういう経緯でありますので、ぜひ安全性、それから選定基準ということについて、これから、市町長さんのご意見も十分に賜りながら考えていきたいと思っておりますけれども、ぜひ、各県でそれぞれ処理をさせていただきたいと、ここについてはご理解をお願いしたいと思います。

秋野政務官：いかがでしょうか。

上三川町長 上三川町です。上三川町の町民の声として、ちょっと聞いていただきたいと思います。

上三川町には県央浄化センターというのがございまして、溶融スラグが一番最初に2万8,000ベクレル程度の放射能の数値が出たと思いますが、これを今850トンほど県の浄化センターの施設の中で仮置きをしております。あの当時は、県が、県内ほとんど22市町でしょうか、ぐらいの汚泥をスラグとして処分をさせていただいている上三川町の施設に仮置きをしたいということでした。それを受け入れなければ、栃木県全体の下水道が止まってしまうかもしれないということで、付近の住民の人にはよく説明してくださいというお願いをしましたが、もう、国も県も町も当然そんな余裕があるような状況ではありませんでしたから、付近の住民にはきちんと理解を得ないまま、今も現在、仮置きとしていくということで、県の施設に置いてあります。県がきちんとした保管をさせていただいていますので、今現在、町当局もよく県のほうにはお邪魔して保管状況を見させていただいて、数値を測らせていただいております。全く今のところはそういう問題はないとは思いますが、それでも緊急避難的に置かせてくださいということで、町民にはお願いをしました。また、隣の下野市等も隣接しておりますし、そこには住宅団地もございます。そういったことで、付近の住民は、今この話が出ると、必ずマスコミの中で上三川町という映像が流れてしまいます。そうすると、そのたびに付近の住民は不安を抱かざるを得ません。ですから、国の責任において一日も早くきちんと最終処分場を造っていただいて、そういった、県内あちこちに置いてある仮置きをしているものを、きちんと処分していただきたいというふうに思います。これは町民の声としてお伝えをしておきたいと思います。

秋野政務官：他にございますでしょうか。

さくら市長：さくら市の市長でございます。ただいま指定廃棄物についての最終処分場の候補地ということで、環境省で候補地を選び直すということで大変ありがたいことなんですけれども、今お話を聞きますと、最終処分場の説明をいただいたんですけれども、その前に市民あるいは県民に理解をいただくということが必要ではないかなという、そういう思いであります。

特に環境省や栃木県に要望することでありますけれども、最終処分場の立地の選定を取り組む前に、国民が誰もが参加できる議論の場、そんなものが必要ではないかなという思いをするわけであります。自治体では首長なりで安全性を議論しているところでありますけれども、これは、事務担当のレベルにおいて詳細な説明をいただきながら、そういうものを理解いただくと、そんなものも必要ではないかなと、そういう思いであります。よろしく願いいたします。

また、市民の健康を守る、放射線を防護するためには、正確な知識とか、あるいは食事や生活上の注意を喚起するリーフレット、そういうものも必要ではないかなという思いがあります。特に、環境省の指導によりまして、栃木県が作成をし、そして県民に広く周知をしていただくと、そういう、ある面では必要な面ではないかなという思いがありますので、よろしく願いいたします。

また、特に学校とか保育園、幼稚園における放射線の対策についても、保護者や関係者が共通理解、そういう認識を持っていただくことが必要だと思いますので、リーフレットの作成を早急に、そういう検討を進めていただきたいなと、そういう思いがありますので、よろしく願いをいたします。

梶原部長：第1点目のことで、例えば、担当者の方々も含めて、ちゃんとその中身を理解する場を設けるべきであるというご指摘でございます。この点につきましても、そういったようなご意向があれば、私ども、ぜひご説明をしたいと思います。

第2点目でございますが、例えば市民の方々にご理解をいただくためのリーフレット、あるいは、学校を通じた保護者の方々の例えばリーフレット、実はいろんなものがあります。例えば、学校の副読本という形でつくったものとか、あるいは安全・安心に関するものとか、相当それなりのものがございます。ただ、残念ながら、私ども大変PRが下手だということだと思います。そういったようなものをしっかりお届けをする、あるいはお伝えするノウハウ等々が欠けているのかもしれませんが、いろんなものがあるといいながら、私の知っているものは片手で折れるぐらいのもので、実は私も知らないものがいっぱいあるということだと思いますので、こういったようなものがありますということにつきましても、ぜひ、情報の提供等に努めてまいりたいと思っております。

佐藤副知事：栃木県のほうからよろしいでしょうか。栃木県の副知事の佐藤と申します。

学校の現場では、小学生用、中学生用、高校生用、3種類の副読本を作成いたしまして、それぞれ学習時間の中で説明を教育委員会のほうでしていただいているということがございます。もし必要ならば、そういったものをお知らせしたいと思います。

それから、いろんな場でリスクコミュニケーションの会議等を持っておりまして、その中でも県として作成しましたリーフレットもございまして、それなどを配布して周知に努めているところでございます。もし必要ならば、私どもでご持参したいというふうに考えてございます。

さくら市長：よろしくお願ひしたいと思いますが、特に知事さんが、副知事、副市長とか助役さんとか、そういう立場でこれから進めるというか、あるいは現地の調査をするということではありますが、本当に窓口の業務の担当によく周知徹底をして、これから本当に重要な問題でありますから、さらに突っ込んだ取組をお願ひしたいと思います。

福田知事：最後、その他でご提案を申し上げようと思いましたが、さくら市長から事務レベルの会議、協議機関を持ったかどうかというご提案がありましたので、ここで私のほうから申し上げたいと思います。

再度の選定作業を進めるに当たりましては、これから説明がありますけれども、候補地選定にかかる基本的な考え方、それから先ほど説明をいただきました安全等ですけれども、これらについての詳細について、議論を重ねていく必要があると考えております。そこで、市町村長会議の前にこういった議論のための資料の整理と確認などを行うため、こちらは県主催ですね、今日の会議は国主催ですけれども、事務レベルの会議については県主催で副市長、副町長等で構成する検討組織、ワーキングの設置を提案したいと思います。内容について、ちょっと副知事から補足をさせます。説明します。

佐藤副知事：事務的なというかワーキンググループ、さくら市長さんからもいろんなご要望がございましたけれども、今後進めていく上に当たっては、そういった副市長・副町長会議をこの市町村長会議の前後とか、できれば前のほうがよろしいかと思っておりますけれども、そういった会議を持っていきたいなど、できればそうしたいなというふうに考えてございます。この会議につきましては、会議の持ち方になりますけれども、通常の実務者レベルの会議と同様に非公開で開催することも考えられておりますけれども、この場で、できれ

ば公開でやったほうがいいのか、非公開にしたほうがいいのかも併せて、会議の設置と併せてご意見を承ればというふうに考えてございます。

秋野政務官：それでは、今、知事、副知事よりご提案がございました副市長会議につきましてご意見がございます方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

矢板市長：確認をしておきたいんですが、特措法に基づいて基本方針がつけられておるわけでありまして、この基本方針を変えるということはある得ないのかということなんです。といいますのは、この基本方針の中で国がどういうふうに言っているかということ、指定廃棄物はそれぞれの地域におけるごみ焼却や上下水道の処理、農業活動に伴って生じており、地域の問題として解決する必要があるというふうに指摘をしております。

一般廃棄物につきましては、ご案内のとおり、法律に基づいて原因者責任の原則でそれぞれの自治体が処理をしておるわけでありまして、8,000ベクレル以上の指定廃棄物がありますが、これは原因者は何なのかということ、やはり福島原子力発電所の爆発事故によって指定廃棄物という8,000ベクレル以上の廃棄物が出たわけでありまして、一般廃棄物の原因者責任の原則、それから指定廃棄物も同じように考えるべきではないかというふうに思うんです。地域で処理して地域で出てきたというものの、その原因はやはり原発事故によって生じたものであるもので、その辺が我々としては非常に疑問に思っておりますし、この基本方針が変えられなければ、やはりそれぞれの県で処理、最終処分場を造らなければならないということになるわけでありまして、そのことを確認しておきたいというふうに思います。

井上副大臣：ありがとうございます。全国で集約して処理できないのかということだと思いますが、そういう意味では、先ほど申し上げたとおりの考え方でありまして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

基本方針につきましては、これは前政権時代でありますけれども、これは政府一体として閣議決定して決定したものでありまして、現在、新政権におきましても、この基本方針については踏襲して、その方針に則って進めさせていただきたいと考えておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

佐藤副知事：もう一度先ほどの話に戻らせていただきますけれども、副市長・副町長会議を、この市町村長会議の下部組織というか、ワーキング組織としてつくらせていただきたいと、よろしいでしょうか。その場合、会議を進めるに当たっては、当面は考えられないかもしれないんですけども、特定の事業者名とか業者名とか地区とかが、会議が進んでいくと出てくる可能性等もございますので、公開にして進めるのか、非公開で進めるのか、市町村長さんのご意見をいただければというふうにお伺いしたいと存じます。

茂木町長：よろしいですか。副市町長担当部課長会議というのはそれは結構ですけども、我々に公開、非公開の是非を求めるというのは、私はここではちょっと無理だと思います。

秋野政務官：他にございますか。それでは、まず副市町長会議のあり方につきましては、今、県からご提示がありましたようなやり方でご協力をいただくということでまずよろしいでしょうか。これについてはお諮りしたいと思います。

ありがとうございます。それでは、もう1点、議題1と議題2が少し、私の進行の不行き届きで交じってしまいましたこととお詫びしたいと思いますが、新しい選定プロセスそれから最終処分場のあり方については、概ねご了解をいただいたという整理をさせていただいてもよろしいでしょうか。

大田原市長：ちょっと待ってください。私が質問させていただきましたけれども、大田原の市長です。やはり国のほうの選定方法につきましては、地元といいますか、被災を受けている者としては、その選定の仕方については、この場所で了解しましたということには、私の立場では言えないわけでありまして、ですから、持ち帰っていただいて、ぜひ、こういう話も出たんだということをもう一度やっていただきたいと思います。国が決めたんだからこれに従ってくださいという形で行かれると、我々としては、地元の説明にしても、地元のお話し合いにしても、自分自身が納得していない中において、きちっとした説明ができませんので、この会議をもって市町村長会は了解したというような合意というのは、ちょっと、私は早計だろうと、この部分では申し上げておきます。

秋野政務官：これも私の進行の不行き届きをお詫びしたいと思いますが、具体的な選定の手順につきましては、この次の議題2でお話し合いをしたいと思います。今、私がまとめ

させていただきましたのは、新しい選定プロセスのあり方についてご了解をいただけるかという話、それから、先ほどお示しをさせていただきました最終処分場のあり方について、まずはご了解をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

福田知事：よろしいですか。今日ここで説明を聞いてみんなわかったというわけにはいかなかもしれないので、これから、副市長・副町長、そしてまた担当課長なども同席するかどうかも含めて、ちょっと進めさせてもらいますけれども、そういう議論を経ながら、今日ご説明を受けたことについても再度事務レベルでも検証しながら、どっちも検証すると、そういうことのための説明を聞いたと、こういうことでいかがなものかというふうに思いますけれども。

茂木町長：まさに今、知事さんがおっしゃったとおり、市町村長は事前にいろいろとお話をしましたが、その中で、今回の、前政権のああいって強引な手法でなくて、もう一度白紙に戻して首長会議からしていただくということには評価はしますが、かといって、この会議をもって何か既成事実をつくるようなことにはならないだろうかという心配もしているんですね。ですから、今まさに知事さんが言われたように、今ここでいろんなことの是非をよろしいでしょうかではなくて、とりあえず、今日はこのようなご説明を我々も受けたというようなことで、今後また詳細にいろいろと詰めて丁寧に進めていくようなことで、そのあたりで決めさせていただくというのが私は一番いいのではないかと考えております。

井上副大臣：ご意見ありがとうございます。大変申し訳ございません。私ども、確かに、今、保管状況が非常に逼迫しているということで、少しでも早く進めなければいけないという思いもあったものですからご了解を求めたわけですが、確かにおっしゃるとおり、今日初めて正式な形でそれぞれご説明をさせていただいているわけでありますから、そういう意味では、知事さんがおっしゃったとおり、ぜひ一度持ち帰っていただいて、その上でまたご意見、ご質問があれば賜らせてもらって、そういった手順をしっかりと踏みながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

秋野政務官：よろしいでしょうか。それでは、今の整理で進めさせていただきたいと思えます。それでは次に、少し話が交じってしまいましたが、議題2、最終処分場の選定手順

等について、それから議題3、その他まで合わせて環境省のほうからご説明申し上げます。

■資料5、6について説明

梶原部長：どうもありがとうございます。資料の5と6をもってご説明申し上げたいと思います。まず資料の5でございます。最終処分場候補地の選定に係る基本的な考え方についてということでございます。

1 ページを開いていただきまして、先ほどから私ども有識者会議という単語を使わせていただいておりますけれども、3月16日に第1回の指定廃棄物処分等有識者会議というものを発足、立ち上げさせていただいております。この有識者会議につきましては、2 ページ目でございますように、検討内容としてはまず最終処分場等、この等は仮設の焼却炉がある場合でありますので最終処分場等ということにしておりますけれども、安全性の確保に関する考え方、それと具体的に今後最終処分場の候補地を選んで行くわけでございますけれども、その選定の手順、選定に当たっているような項目を評価することになりますけれども、どういった項目について評価をしていくか。あるいは評価の物差しをどうするか、といったようなこと。それと具体的な候補地の絞り込みが行われていきますと、現地のボーリング調査等も行うということになります。その詳細調査の方法はいかにやるべきか、あるいはそういった調査、文献調査でありますとか、詳細調査でありますとか、そういった調査の結果をどう評価するのか、といったようなこと、等につきまして一連の作業について専門家のご評価をいただくための会議として発足させていただいております。

3 ページ目、下のページでございます。8名の専門家の方々によって構成をさせていただいております。

1 ページおめくりいただきまして、3月16日の会議におきます結果でございます。3月16日の第1回会議におきましては、安全性の確保に関する手法、特に先ほど資料4でご説明しました最終処分場あるいは仮設焼却炉の安全対策についてのご審議を賜りました。私ども必要な修正を加えるという前提で今回修正をかけたものをご説明させていただいたわけでございますけれども、これにつきましてはご了解をいただいたところでございます。また、候補地の選定については、まず第1回ということでフリートーカーをしていただきまして、今後各県の市町村長会議の議論と並行して議論を進めるということでご説明をし、ご了解をいただいたところでございます。

ページ5、下のページでございますが、そのときにご審議賜った安全性の考え方あるいは立地を含めた安全性の考え方についての資料でございます。まず安全性の確保ということで薄い黄緑のところでございますが、先ほど申し上げましたように放射線を遮蔽をする、あるいは大気中への拡散を防止する、あるいは水、公共水域、表流水でありますとか地下水への拡散を防止する、またそういったようなものをしっかりモニタリングをするという、これは最終処分場の構造でありますとか、維持管理でありますとか、ごみのハンドリングといったようなことを通じて行う対策でございます。それともうひとつ、立地場所の選定を通じた安全等に関する事項、これは避けるべき地域というもの、避けた方がいいといったような地域を設定して安全を確保する。安心の確保としまして、立地場所の選定を通じた安心等の地域のご理解を賜るための重要な事項ということで、この下のふたつ、色は違いますけれども立地に係る対策ということで考えていくべきではないかのご議論いただいているところでございます。

1 ページおめくりいただきまして、特に、先ほど申しましたけれども安全等に関するものについては安全面から見て排除すべき地域、あるいは、特に保全が必要だと考えられる地域についてはまず排除をすると、これは安全等という観点で整理すべきではないかと。より安心感が得られる場所、あるいは理解が得られやすい場所を選択していくという観点からの評価項目、評価基準があるだろうと、この2点に分けて考えていくべきだと。また市町村長会議でいただいたご意見につきましては、そういった視点から整理をしながら有識者会議にもご意見を賜りながら検討をしていくということだと思っております。

参考資料以下がございます。これは前政権下のときに行ってまいりました選定の考え方でございます。これ自体がもう議論の対象の外に分けておりますので詳しくご説明するところでもございませぬけれども、以下のようなことで参考のために今日は付けさせていただきます。

資料6でございます。今後のスケジュールについて、という資料がございます。1枚紙でございます。市町村長会議が第1回ということで、各県でいま行わせていただいております。この第1回目の市町村長会議におきましては、指定廃棄物の発生・保管の現状でありますとか、最終処分場等に関します安全性の確保につきまして、あるいは今後の最終処分場候補地の選定についての進め方について、ご説明を申し上げてご審議を賜ってご意見を賜っているところでございますけれども、第2回目をできれば5月に開催をしていきたいと、また、その後順次開催をしていきたいと考えております。有識者会議につきまし

ては、左でございますけれども4月22日に第2回の会議を開催させていただきました候補地の選定手順、基準、項目についてご議論を賜っていきたいと思っております。その後も順次、市町村長会議のご意見を賜りながら有識者会議と並行して議論を進めてまいりたいと考えてございます。

■資料5、6について質疑

秋野政務官：ご説明させていただきましたことにつきまして、ご意見ございますでしょうか。

大田原市長：よろしいですか。今の説明を聞いていると、ご審議をいただいて了承していただいたと聞こえるんですけれども、報告を聞かせてもらったというふうに私は考えておりまして、決して了承しているわけではないので、了承していますということは、私は、1人ですけれども、了承しているわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

梶原部長：すみません。私の言葉足らずだと思います。了承と先ほどちょっと使わせていただいたのは、有識者会議のほうで技術論のところをご説明してご了承いただいたということで、この会議は決してそういうことではございませんので、先ほど言いましたように今日第1回で幾つかの点についてご説明していただいてご意見を賜ったというところでございます。

大田原市長：はい。わかりました。

那須町長：よろしいでしょうか。今後のスケジュールについて、今、説明がございました。先ほど指定廃棄物も含めた廃棄物の集積ということは言われましたとおり、この指定廃棄物の処理については、全責任は国にあるんだというふうに私は思っているんですね。それで、先ほどいろいろとお話を聞いていたんですけれども、那須町も福島県と隣接しているということから、放射能ではさんざん痛い目に遭っているということで、これの最終処分というものは一刻も早く進めていただきたいというふうに思っているんです。ただ、有識

者会議できちんとした安全な場所を確保するというのは、これは国としては当たり前、当然のことだろうというふうに思うんです。ついては、今後の進め方に入ってくるわけですが、そのときに一番、地方でも大変な労力と大変な思いをしているのは、地域住民との合意形成ということです。那須町も8,000ベクレル以下の飛灰ですけれども、200トンほどコンクリートの中に隔離保管しているということですが、こういった実態はあるんですけれども、そこまで行くまでに大変な思いをしました。

今、話を聞いていると、こういった市町村長会議を続けることによって、どうも国の責任を地方に丸投げしているような気がしてならないんですね。やはり住民との合意形成、それも全て国の責任で行うというような姿勢がなければ、何度この市町村長会議をやっても、一向に最終的には話を聞いたというだけで、市町村長の皆さんは理解した、納得したということにはならないというふうに思うんですよ。ですから、その辺の国の決意、もちろん1カ所に持っていけとは言いませんけれども、そういった決意がない限り、何回やっても私はこれは変わらないというふうに思っています。今日出席されている首長の皆さんは、こういったテーブルに着いたということによって、TPPの交渉に参加していると同じで、テーブルに着いたらもう引き返せない、こういう事態は避けたいというふうな思いでいると思うんです。ですから、話は聞くだけだということになりかねない。であれば、国が全面的に責任を持つという姿勢を見せない限り、進展はないというふうに思いますので、その辺をご決断いただきたいというふうに思います。

井上副大臣：那須町でも、本当に、保管について大変なご苦労いただいていることを感謝申し上げたいと思っています。私どもの説明の仕方が誤解を生じたのかもしれませんが、これはもう間違いなく国の責任だと思っております。国の責任で指定廃棄物の処理、そしてそのための最終処分場の選定と、こういったことをやっていかなければいけないと思っておりますが、他方で、やはり地域の声をちゃんと伺って、そしてご協力をいただきながらやらないと何も進まないということでもありますので、まさに地域を代表する知事さんや市町長さんたちとのこういった意見交換の場を設けさせていただいたということでもありますので、決してこの会議を何か利用して丸投げしようということではありませぬので、ぜひ、ご理解いただいて、ご協力をいただければありがたいと思っています。

那須町長：すみません。もちろんそれは理解するんですけれども、やはり我々、地域住民

と直接接触している。で、最終的には一番いろんなことで、住民との、ひょっとすると亀裂を生じると。そういうことにつながりかねない大きな問題でございますから、国はこういったきちんとした責任を果たすという姿勢を見せない限り、私は進展しないというふうに思っておりますし、資料1でも今後の方針のところ、地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項については、選定作業において十分配慮するというようなことはあります。ですから、そういった参考資料、参考程度の意見というものは、首長なり地域の副市町長、申し上げられると思うんですけれども、最終的な交渉というものは県で、全責任はやっぱり国で、全責任でやっていただきたいというふうに思っています。

宇都宮市長：一応、この会議のあり方、そして会議の進め方、それを一度持ち帰っていただいて整理をしていただければと思います。その中で考えていただくことは、今、那須町長がおっしゃったように、市長会とか町長会でまとめて意見を集約することはできないと思います。ここの首長がそれぞれ今後作業の中で説明をしたり、あるいは作業に入っていくことが将来は考えられますので、それぞれの首長が一人一人責任を持っていますから、今回はこの会議において、我々としてはこれで終わりではなくて、今回ご指摘をいただいた、説明を聞いたことに対して、一人一人の考え方があってと思います。あるいは、持ち帰って、そこでまた新たな疑問点等も出てくると思いますので、それを一度国のほうに確認としてさせていただいて、そうしたやりとりを1回させていただかないと、ここで結論も出ないでしょうし、次回はこのような段階を踏んでということもできないと思うんですね。そういう間をちょっと一度とっていただければと思います。

秋野政務官：いかがでしょうか。

茂木町長：いいですか。いかがでしょうかじゃなくて、みんなそう思っているんです。そこらはどうなんだろうと市長が聞いているんです。

秋野政務官：先ほど副大臣のほうで整理させていただきましたとおり、ここにつきましては、今日はお話を聞き置いたということでございますので、環境省のほうでは、さまざまな皆様方のご意見、疑問等は全て賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

那須塩原市長：那須塩原でございます。資料を見れば一目瞭然、相当、今保管しております、大変困っていると、こういう現状です。

この問題については、今日、首長会に入る前、もう既に前に庁内では、何度かお話し合いを、那須塩原としてやってまいりました。解決方法はなかったんですね。ただ唯一、これなら前進できるかなということは、今回の最終処分の最も大きなポイントは減容化だと、こういうちょっとグループで話し合ったんですけど、どれだけ減容、容積を減らせるか。こういうものについては、これもどこかへ持って行ってやってくれというわけにはいかないよと。この減容化について急ぐとすれば、福島へお返しするのが、どうしても国の、環境省の方針として難しいと。では、徹底した減容化を重点調査地域ぐらいはお互いに頑張るしかないんじゃないかと。全部嫌ですよと言っているから、これ、幾ら時間を置いたって何にも進まないと私は思っておりますので。そういう面で、先ほど大田原市長が話したときに、もし検討して、全国1カ所、減容化が進めば、栃木県が4ヘクタールで済むのであれば、そんなに膨大な面積を使うとは思いませんので、各地区で減容化を急いで、そしてやるのが現実的ではないかなと、こんなことを内部的にちょっと話し合った経緯がございますので。ぜひ、全て嫌だと、私どもは言っているわけではございません。那須塩原としては、とても多くのを保管しておりますので、この減容化についてはできるだけみんなで協力して、やっていくべきではないかと、こんなことも。ただ、これは住民の合意をとるとか、そういうお話ではございません。庁内的に詰めて詰めて話し合った結果はこの辺しか落ちつくところがなかったと、こういう状況で発言は控えておりましたが、一応このような状況で参加をさせていただいております。

梶原部長：すみません、大変ありがとうございます。減容化につきましては、私どもも極めて緊急性が高いことだと思っております。特に、現在、栃木県にございます1万3,000トン強の指定廃棄物のうち9,000トンぐらいは農業系の廃棄物でございます。農業系の廃棄物ということは、堆肥でありますとか稲わらでありますとか、そういった、腐ったり、場合によっては乾燥したら燃えるようなものでございますし、また、農家で保管していただいているといったようなものでございます。できるだけ早く集約して、処理していきたいと考えてございます。そういう観点から、今回の最終処分場に併設する形のものをお願いしているわけでございますけれども、そういったような減容化あるいは安定化と

いったような措置についても考えてまいりたいというふうに考えております。

秋野政務官：今のようなご提案そしてご意見、ご質問等あわせて今日持ち帰りいただいたものを私どものほうに賜りたいと思います。

益子町長：よろしいですか。私、矢板市長さんが冒頭に質問された現状についてのお答えというのが、矢板市長さんが、特産のリンゴが売れなくなっちゃったんだというふうな話、それから、お医者さんが3人ほどもういなくなってしまったというような話をされました。実は、もし仮に自分のところにその施設が来た場合に、住民の方とどういような対応になるかなといった場合に、やっぱり視点が住民目線でどんなことをその人たちが心配するのか、こここのところの視点というのはやっぱり非常に大切なんだというふうに感じました。どうですか、このリンゴの例えば風評被害。これに対しては、どういような安全策をとれるのか、どういふうにして経済を守れるのか。それと、人の安全に対してどうやって国が完全に守れるのか。施設の安全性はわかります。ただ、施設の安全性——安全なんだ、安全なんだといってもやっぱり最終的には、そこに住む人たちの安心、人の安全・安心、それから経済の安全・安心というものが担保されないと、これをしっかり国は守るんだというところがないと、なかなか進展しないのかなというふうに思うんです。矢板市長さんが冒頭にこれを申されたんです。その答えというのは、どうなんでしょうか。リンゴそれから人、そういったものに対してどういふうな対応を考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい。

梶原部長：ありがとうございます。先ほど風評被害の考え方については少し申し上げさせていただいたところでございますけれども、まず、今、町長さんがおっしゃられるように、どれだけ安全といっても、市民の方々が納得をしていただかなければ、それは変わらないんだ、それは別の問題なんだというお話だと思います。そのためにも、まずご理解を賜ることが一番重要だと思います。ご理解というのは、私どもが造ろうとしているものについて、どういものであるのか、それは安全対策がどういものであるのかといったようなこと。それと、実際の処理をしているところでモニタリング結果を出してどういったような状況になるということを全てオープンにしてご意見を賜ることが基本だと考えてございます。

益子町長：よろしいですか。現実的に、先ほどの話ですと、リンゴが売れなくなっちゃったんです。これ、理解を賜ったって、無理な話ですね。そうなった場合にどのようなフォローをするのか。そういったことなんです、私が知りたいのは。まだ造ってもいない計画段階で、そういうような現状があるというような施設なんです。ですから、施設の安全性を理解を賜るといふ前に、そういったところも含めてどういうふうに考えていらっしゃるのか知りたいんです。

井上副大臣：ありがとうございます。先ほどから部長が申し上げているとおり、まずは安全な施設を造って、それを理解いただく努力をしていく。ただ、これは確かに当然のことであって、大前提だと思っております。その上で、風評被害というもの、どうしても避けられない一面もあると思います。ただ、それは、例えば具体的な候補地選定の中で、その候補地によっても風評被害の種類も違いますでしょうし、あるいは実際どういう風評被害が想定されるのかと、そういったことですから、これは今後検討をさせていただきたいと思っております。とりわけ風評被害ということになりますと、これはなかなか環境省だけで対応することは難しいということもありますから、いろいろとそういったことが、いわば議論の俎上になってきた段階で、各省庁ともいろいろと協議をして、政府一体として、しかし、これは本当に大切なことだと思っておりますので、対応させてもらいたいと思っております。

秋野政務官：よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

矢板市長：今、益子町長さんがおっしゃられたことと関わるわけでありまして、やはり安全と安心というのは、これは全く表裏一体でありまして、安心を確保するというのは、これは本当に大変なことだというふうに感じております。したがって、この指定廃棄物最終処分場がつくられたところ、設置された自治体、これは長期間にわたってリスクを負わなければならないわけでありまして、このリスクに対して国は具体的にこういう方策をとりますよということを明らかにしていただかないと、地域住民の理解は到底得られない。私もこの問題で、7カ月、大変苦しんでまいりましたけれども、市民の思いというのは、本当に大変な苦しみを今味わっているわけでありまして、そのリスクに対して

国はこういう対策をとりますよということをきちんと示していかないと、地域の理解は到底得られないというふうに私は感じております。

梶原部長：ありがとうございます。私の舌足らずな面があるかもしれませんが、まず、大変、入り口として重要なことは、そのリスクが何であるかということ、十分、まずご説明を申し上げてご理解をといますか、共通の理解ですね。単純な机の理解じゃなくて共通の理解をするというのがまず第1点だと思います。例えば、指定廃棄物それ自体がどういうものであるか、あるいは指定廃棄物を処理する施設がどういうものであるか、その管理体制がどういうものであるか、その上でどんなリスクがあるのかということ、これを共有していただくということからまず始めていきたいと考えてございます。その上で、さらなる対策はどういうことが可能かという議論が積み上がるのではないかと考えてございます。ぜひ、そういう形の話し合いとご説明をぜひさせていただいて、汗をかかせていただいて、ぜひ説明をさせていただいて、何度でもご説明を申し上げて、理解を賜ればと思っております。

大田原市長：いいですか。やはり国民に対してお答えになっていないと思うんですね。しっかりと、どういう風評被害が出たら、それに対して国はこういう責任を持ちますという、そういうことが全然語られていなくて、安心です、安全です、と。原発は安心です、安全ですと言ってきたんでしょう。何の問題もないと言ってきたんでしょう、ずっと。その言葉を信じていると思いますか、国民の皆さんが。我々、焼却灰を持っているのに、1週間、職員が罵声を浴びせられて、焼却灰をあっちへ持って、こっちへ持ってきてをさせられているんですよ、現に、地元の住民の方々から。牛が売れなくなったり、米が売れなくなったり、シイタケが売れなくなったり、現実にはしているんですよ。補償すればいいでしょうというだけの話じゃないでしょう。だから、私が最初に言ったのは、最初のボタンのかけ違いをしているんじゃないかという話なんです。発生した責任というのがどこにあるかといったらば、ここに焼却灰があるから、その地域の人が面倒を見なさいよという話では解決がつかないでしょうという話ですよ。本当にトップの、国政を預かっている副大臣、政治家として大所高所から、何が本質なのか、どういうふうに収めるべきが一番いい収め方なのか、それをもう一度戻して原点からご討議をしていただきたい。こうして安全な施設をつくることは当たり前ですから。しかし、風評被害は間違いなく、矢

板市長さんがおっしゃったように、造ると言っただけで人が住まなくなっちゃう。若い人が来なくなっちゃう。物が売れない。現実には起きているわけですから。このことを考えたときに、最初からボタンのかけ直しをしていかないとまずいんじゃないんですか。現に原発が爆発して、帰れない方々がたくさんおいでになっているわけでしょう。帰すと行って、若い人は帰らない。お年寄りも帰ってくると言っているわけでしょう。そういう現実があるわけですよ。やはり、国を預かっている政治家として、そこら辺のところからやっぱりもう一度真摯な議論をしていただければ、我々もきちっと見させていただいて、紛れもなくこれが真実だと思えば、協力するところは協力しますよ。しかし、最初のボタンのかけ方がおかしい。私はそう思います。

矢板市長さんの苦しみは、なぜこんなに一生懸命やっている市長さんが苦しまなくちゃならないんだと、私は近隣ですからよく思います。国がもっとしっかりしてくれれば、こんなに苦しまなくて済んだんだよ、いい判断をしてくれれば。それは、どこかには痛みは行きますよ。どこかに行かなければならないのはわかっていますけれども、なぜ我々なんだということがしっかりと理解できる方策を出していただきたい、私はそう思います。よろしくお願いいたします。

宇都宮市長：今、大田原市長がいろいろお話をされました。我々も今日初めて説明をいただいたということで、そして、我々現場を預かる首長の皆さんの今のようなお話を、副大臣はじめ皆さんもお聞きになったと思いますので、目的はやはり少しでもいい落としどころを見つけるところ、これはお互いだと思います。

政権が変わってから、担当所管大臣はじめ、一生懸命考えていただいていると思いますので、でも、現場はこういう考え方がありますから、ぜひ一度持って帰っていただいて、今日我々が疑問に思った点、それを明確にお答えいただきたいと思いますし、また、我々も帰ってから新たな視点で疑問に思うこともあると思いますので、ぜひ、ちょっとやりとりを1回させていただいたほうが、この場で全て一つずつ積み重ねて先に進もうというのはなかなか難しいと思うんですね。大変ご苦勞もあると思いますけれども、そういうやり方をちょっとしていただければと思います。

秋野政務官：それでは、先ほどの両市長さんのご指摘を踏まえまして、同じ話になりますが、今日、資料のご説明をお聞き及びいただきましたことに、まず、心から御礼申し上げます。

たいと思います。そして、今日十分にお答えをすることができなかつたところにつきましては、次回、私どものほうでしっかり考え方をお示ししたいと思うとともに、今日お帰りになられましてから出てきました疑問、あるいは少しでも前に進めるためのご意見等々ございましたら、ぜひ、環境省のほうにお寄せをいただきたいと思います。それをまず1点、確認したいと思います。

それから、先ほど知事さんのほうからご提案いただきました、県のほうで保管状況の現地調査を行うというご提案、それから、県の主催で副市町長または担当の方の事務的な会議をしっかり行っていくということをご了解をいただきましたので、それと併せまして、私どもで開いております有識者会議での議論の推移などもこちらの皆様方にご報告させていただきたいと思いますので、次回の進め方でありませども、今日十分にお答えすることができなかつたこと、それから新たに出てまいりましたさまざまなお質問について、私どものほうでお答えをさせていただきます場をつくっていただきたいと思います。そして、有識者会議についてもご報告をさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

福田知事：事務レベルの会議のときの初回に公開あるいは非公開、会議の進め方については、議論をさせてもらうということで、よろしく願いいたします。日程調整は、この後、早速行わせていただきます。

それから、今のやりとりを全体的にもお聞きをしまして、当然、国策事業として行うわけですので、これは全ての責任を国がとると。最大限努力しても、なおかつ風評被害が払拭できない、あるいは人の流出が止まらない。例えばですね。一般論ですけれども、これは。これを当然、国が責任を負うと。損失補償であったり買い上げであったり、あるいは人的手当であったり、そういう性格の事業だというふうに私は捉えております。一方で、困っているのは、畜産農家の人たちが今困っているわけですよ、庭先にあるんですから。林業関係者も困っているんですよ。我々行政はもちろんですけれども。この指定廃棄物は、国に引き渡しをするまでは占有者に保管義務があるんですね。占有者に保管義務があるんです。そうしますと、万々が一のときに流出したということになると、責任を問われる立場の人は畜産業者になるんですよ。これを我々がいつまでも放置しておいて不作為に当たらないのかということですね。議論がありましたように、南極でも北極でも持っていったらありがたいですよ。私もそうしてもらいたいと思います。その話をするのであれば、何らかの見通しがなければ前には進まないんですよ、堂々めぐりですよ。する

と、これはまた不作為につながっていくんじゃないですか。

それから、国会で総理が答弁して、各県で処分してもらうのが望ましいというふうに国会でも答弁している。あるいは、二代の政権がこの方針を堅持しているということであるならば、それはそれで、我々も言うべきことは言いますけれども、協力していくべきことは協力していくべきなのではないかというふうに思っています。

私は環境省の言うことを聞き過ぎるというふうに言われていますけれども、環境省の味方ではありません。皆さんと同じように県民の味方でございます。しかし、想定外のことが起こるとするならば、これは、今、保管しているところだって想定外のことが起こり得る可能性がある。それよりも何よりも風評被害を払拭するためには、1カ所安全なところに押し込めると、保管するということが、全国に向かって、海外に向かって情報を発信する上では最も大切なことだと、それは一刻も早くやるべきだというふうに思います。

隣の県に持っていけという話がありますけれども、福島県というのはだめだと言っているんですから。双葉郡の首長がいいと言っているんですか。双葉郡内だって、中間処理施設を自分の町に造るといってすったもんだしているような状況。あるいは、福島県内の各自治体はみんな仮置きをしているような状況。どこの市町村だって、福島県内は、東電の原発のところに持っていけなんて言っているところは、一言も聞いたことがないと私は思っています。ゆえに、何らかの形で県外搬出をするということであれば、その見通しがなければ、それは単なる堂々めぐりでしかないというふうに私は思います。

ついでには、それはそれで議論してもらうにしても、我々は行政の責任者として一刻も早く不安定な状態から安定の状態にすると。これには地元の苦痛が伴います、負担が伴います。しかし、これを何とかみんなで協力をして前に進めていくことをやっていくことが、これも我々行政の負う責任なんじゃないかというふうに思っておりますので、いろいろ議論は大いにしてもらいたいと思いますけれども、まとめるところはやはりまとめてもらって、一日も早く安全な状態を保つということにしていくことが必要なんではないかというふうに知事としては思っておりますので、今後も事務的な会合を含めて継続してお願いしていくことになっていきますけれども、いろんな意見も県庁に寄せてくださいよ。そして、国にぶつけますから。その上で、国が有識者会議で議論すべきことだと思う内容であれば、それは有識者会議で取り上げてもらいたいというふうに思いますし、意見として申し上げますので、皆様方からも、今日言い足りなかったこと、あるいは今後気づいたこと、どんなことでも結構ですから、今後も引き続きご意見をお寄せいただきますように、窓口は環境

森林部がなっておりますので、お願いを申し上げて、私、終わります。

秋野政務官：どうもありがとうございます。それでは、これにて議事を終了したいと思います。事務局から何かありましたらお願いしたいと思います。

櫻井栃木県環境森林部長：いま知事からありましたとおり、本日の会議を踏まえてご意見あるいはご質問等ございましたら、まずは県の方で窓口になりますので環境森林部の廃棄物対策課のほうにお寄せいただきたいと思います。県が窓口になりまして国の方とのやりとりをやりまして、その結果等については随時全市長村の方にフィードバックしていくという形をとりたいと思っております。それを踏まえて今日ご提案させていただきました副市町長あるいは担当者会議等で情報を共有した上でまた次回に望んでいくという形にしたいと思います。

もう1点、知事から提案させていただいた現地調査につきましても、日程等をこれから調整したいと思っております。ご意見等ありましたら、現地調査のやり方について、あるいは副市町長等会議の持ち方等につきましても、国に対するご意見・ご要望を併せて県の方の窓口、廃棄物対策課の方にお寄せいただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

事務局：それでは本日の会議を終了させていただきたいと思っております。熱心なご議論ありがとうございました。